

香川県教育委員会 8月定例会会議録

1. 開催日時 令和4年8月31日(水)

開 会 午前9時00分

閉 会 午前11時55分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長	近 藤 誓 吾
教育次長(兼)政策調整監	海 津 洋
教育次長	金 子 達 雄
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	三 好 健 浩
高校教育課長	吉 田 智 明
特別支援教育課	藤 田 明
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	荻 原 絢 嗣
新県立体育館整備推進課長	景 政 孝 輔
政策主幹(兼)総務課副課長	佐 々 木 隆 司
保健体育課副課長	香 川 孝 明
総務課長補佐	市 原 登 紀 子
義務教育課長補佐(兼)主任指導主事	中 田 祐 二
高校教育課長補佐	小 笠 原 千 里
高校教育課長補佐	明 石 亨
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	長 林 真 司
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	渡 邊 謙
特別支援教育課長補佐	池 田 豊
小豆島みんなの支援学校開校準備室長補佐 (兼)主任指導主事	三 宅 貴 将
全国高校総体推進室長補佐(兼)主任体育主事	橋 本 博 之

総務課副主幹	大原裕次郎
特別支援教育課副主幹(兼)主任指導主事	野田知良
高校教育課主任指導主事	亀田龍輔
高校教育課主任指導主事	筒井京
特別支援教育課主任指導主事	鳥井口隆
保健体育課主任指導主事	橘和代
総務課主任	猪池美智子
総務課主任	真田啓介
義務教育課主任	田村祐二
高校教育課主任	三谷進
特別支援教育課主任	多田明日美
新県立体育館整備推進課主任	高尾雅宏
小豆島みんなの支援学校開校準備室指導主事	荒井桂子
総務課主任主事	田中一成

傍聴人 2名

5. 会議録の承認

7月14日に開催した定例会の会議録署名委員の木下委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第1号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、議案第6号及は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、また、文部科学省初等中等教育局長名で、静ひつな採択環境を確保し、公正かつ適正な教科書採択を行う旨の通知が出されていることを考慮し、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 令和4年9月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、令和3年度における教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞今回の報告書では、ここ数年と比較してもD評価が多くなっているように感じる。

＜総務課長＞確かに多いと思われるが、コロナの関係で活動が制限されたことも影響しているのではないかと考えている。

＜小坂委員＞評価項目④「ICTを活用して指導することができる教員の割合」は令和7年度の目標が100%となっている中、今回D評価で小学校・中学校・高校・特別支援学校共に昨年度より低くなっている。特に、小学校と中学校の指導できる教員の割合が少ないと感じるが、これは今後どのように手立てしていくつもりなのか。

＜義務教育課長＞ICTの活用に関しては、教職員の校内研修等を充実させるため指導主事を派遣したり、教職員が中堅教員研修や初任者研修等職階研修においてICTの活用について学ぶ機会を提供したりしているところである。

＜教育長＞ここに示された教員の割合は、どのように把握しているのか。

＜義務教育課長＞教職員に対する意識調査（アンケート調査）である。

＜教育長＞現状に記載されている割合は令和2年度の調査結果で、令和3年度の方が下がっているということはどういうことか。

＜義務教育課長＞令和3年度実績に記載されているのは、令和3年3月時点の調査結果であり、小中学校で、ちょうど1人1台端末が導入され、活用が始まるに当たって、教員が自分自身で活用できそうかどうかを判断し回答したことが、調査結果に現れたのではないか。

＜教育長＞本格的に1人1台端末が導入されることへの不安意識が表れたのか。

＜義務教育課長＞そうかもしれない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、「期末手当及び勤勉手当に関する規則」について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、その趣旨を踏まえた所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞資料に記載のある「除算」とは、計算から除外するという行政特有の意味か。

＜総務課長＞そのとおりである。

＜平野委員＞一般的に育休取得率は増加しているのか。いくら規則を改正しても実際に取得する方がいないと意味がないと思うが。

＜義務教育課長＞小中学校では特に男性の育児休業取得が増えてきたと実感している。

＜平野委員＞子ども出産後の8週間の休暇は法定義務であるから、今回の改正は基本的に男性に関係することと考えるが。

＜総務課長＞事例として該当するのは、男性である。

＜平野委員＞休暇を取得しても何もしない男性もいると聞くので、男性も育児を頑張してほしい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

- 議案第4号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
高校教育課長から、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」について、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の観点から、男性育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞資料に記載されている男性育児参加休暇の取得率は、子どもが誕生した者を分母に計算しているのか。

＜高校教育課担当＞そのとおりである。

＜平野委員＞取得率は上がっているが、平均取得日数は3日程度となっている。取得率を上げることも大事ではあるが、制度上5日まで取得可能なのであれば、日数を上げることも大事であるとする。

＜高校教育課長＞今回の改正で取得可能期間が長くなることから、取得日数も増加するのではと考えている。感覚的には以前よりも取得を申し出る男性職員が増加傾向にあると実感している。

＜藤澤委員＞コロナ禍の関係で、子どもが接触者等になって休まざる得ない状況になった場合、この休暇は取得可能なのか。

＜総務課長＞コロナの関係で家族が濃厚接触者等になった場合には、これとは別の特別休暇を取得可能となっている。

＜蓮井委員＞今回の改正で更なる取得率の上昇が期待できると考えるが、資料に示された男性育児参加休暇の取得状況をみると、令和元年度に比して令和2年度に

かなり上昇している。この違いは、何か制度変更等があったのか。

<高校教育課長>特に制度変更等はない。

<蓮井委員>自然体で増加したということか。

<高校教育課長>令和2年度はコロナの感染拡大に伴った休校期間が長かったため、年次休暇を含めて休みが取りやすい状況にあったことも要因ではないかと考える。

<蓮井委員>それは令和3年度にも同様の事情が考えられるのではないか。

<高校教育課長>令和2年度は4月5月が完全に休校となったが、3年度はそれほど長期の休校はなかったところで、男性育児参加休暇取得率が微増していることから、今後の取得率上昇も期待できると考えている。

<蓮井委員>今回の制度改正によって、更に取得率が増加することを期待している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、「香川県立高等学校の通学区域に関する規則」について、全日制普通科、もしくは理数科を設置する12校において、令和5年度入学者選抜から学区の弾力的な運用を実施することに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<蓮井委員>現時点で第1学区と第2学区をまたいで志願を希望する人数等は把握しているのか。

<高校教育課長>初年度であるため把握できていない。入学定員の5%という捉え方も難しく、今年度5%と設定したのも、予測が立たないため、まずは5%から始めて状況を把握した上で、今後検討していこうとしているものである。

<小坂委員>今回は18校中の12校が学区の弾力的な運用を実施することとなっているが、今後は他の普通科高校でも増えていくと考える。そうなった場合においても、今回の改正に準じて実施することとなるのか。

<高校教育課長>事務局としては委員御指摘のとおり他の普通科においても実施されるようになることを期待している。残り6校は、高松高校、高松第一高校、高松桜井高校、丸亀高校、善通寺第一高校と既に全県一区となっている小豆島中央高校である。中でも善通寺第一高校は第一学区から通学することは難しいため、学校としても学区の弾力化に踏み切れないと考えるなど、学校によって様々な考え方があろう。生徒が高校を選択するにあたり、今後、いろいろな動きを見ながら、また、事務局としても影響を考慮しながら引き続き検討してまいりたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校（高学部）において使用する教科書並びに県立特別支援学校において使用する一般図書等教科書の採択について（非公開案件）

教育長から、議事の進め方として、協議及び採決を4つの項目に分け、最初に、県立高等学校において使用する教科書について、2番目に県立特別支援学校（高学部）において使用する教科書について、3番目に県立特別支援学校において使用する一般図書について、最後に、県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、それぞれ協議終了後に採決することについて説明。

(1) 県立高等学校において使用する教科書の採択について

高校教育課長から、令和5年度に県立高等学校において使用する教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>今年度の新1年生から年次進行で新学習指導要領が適用されることとなることから、来年度の教科書採択も新しい教科書が多くなり、令和6年度からは継続が多くなるということか。

<高校教育課長>そのとおりである。

<委員>学校評議員や保護者の方が教科書選定委員会に参加することが多くなったと感じる。以前はここまで保護者の方が参加されておらず、学校に来られた際に展示物を見ていただいたりしていただいていたが、選定委員会に参加し、教科書がこのように決定されていることについて知っていただくことは非常に有意義なことであると思う。教員は当然であるが、保護者等がその検討に携わっているということは意義深いと考える。

<教育長>各学校で、選定に際し、ここは悩んだということとかはあるのか。

<高校教育課長>私が日本史の教員ということもあるが、学校からは、今回の学習指導要領で地歴公民科が大きく変わり、地理総合・歴史総合が新たに加わったことにより、様々なことを考えたということを知ったことはある。

<教育長>各学校で評議員や保護者の意見を伺いながら適切に選定されたものと考えている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(2) 県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書の採択について

特別支援教育課長から、令和5年度に県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞それぞれの支援学校で障害等の特性に応じて教科書の選定に違いが出ると思うが、学校によって何か工夫したとか、重視したことは聞いているのか。

＜特別支援教育課長＞善通寺養護学校においては、精神疾患に伴って学習空白が多い生徒もいることから、学習を進めながらも学び直しができるように復習の内容が多く含まれていたり、全体的な学習に向けてのヒントがたくさん出ていたりするような教科書を重視して選定している。盲学校については、見えやすさや刺激の少なさを重視して選定している。肢体不自由児のいる高松養護学校においても盲学校と同様、見えやすく刺激の少ないものを選定している。

＜教育長＞様々な点から、学校として保護者の方々も含め相当検討されたということか。

＜特別支援教育課長＞十分検討を重ねていると聞いている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(3) 県立特別支援学校において使用する一般図書の採択について

特別支援教育課長から、令和5年度に県立特別支援学校において使用する一般図書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞昨年度と比べて、今回示されている380冊は増加しているのか。

＜特別支援教育課長＞一部廃版になったものもあるが、新たに10冊追加している。

＜特別支援教育課担当＞昨年度386冊を採択していたが、廃版になったものが多かったことから、380冊となった。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(4) 県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書の採択について

特別支援教育課長から、令和5年度に県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞この選定については、文部科学省著作教科書を選ばざるを得ないということか。

＜特別支援教育課長＞基本的には、特別支援学校の教育は他の義務教育諸学校等の教育に準ずるものであることから、まず、検定教科書を検討し、それが合わなけ

れば下学年の検定教科書を検討し、更にそれが難しい場合は著作教科書、更に一般図書を検討するという流れで、目の前の子どもたちに合った教科書を選定するという手順になっている。

＜教育長＞文部科学省著作教科書は選定しておくべきということか。

＜特別支援教育課長＞子どもたちの適切な教科書を選ぶ選択肢として確保するため、選定する必要がある。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和4年度全国学力・学習状況調査結果（速報）について
義務教育課長から、令和4年度全国学力・学習状況調査（速報）の概要について説明。

【質疑・意見交換】

＜平野委員＞無解答率が全国平均を上回った問題は、すべて選択式問題であるとのことであるが、どういう理由で選択式問題を解答しないのか。頑張る力が足りないとか、諦めが良すぎるといった理由なのか。

＜義務教育課長＞選択式問題の無解答率が全国平均を上回っているが、大きく上回っているわけではない。

＜平野委員＞とはいえ、選択式なのに何故解答しないのか。

＜義務教育課長＞一般的に言えば、記述式問題は難しくて諦めてしまい無解答となることは考えられるが、選択式なのに無解答となっていることは理由が考えにくいため、今後より詳しい分析を行っていきたい。

＜平野委員＞香川の児童生徒は、きちんとした解答が分からなければ解答しない真面目な生徒なのか、それとも面倒くさくて解答しないのか。

＜義務教育課長＞昨年度の無解答率が全国平均を上回った問題数に比べて今年度は大きく改善されているため、なぜ選択式問題が解答されていないのかについては、確認していきたい。

＜平野委員＞昨年度はあまりにも無解答率が高く驚いたが、今年度はそれが改善されてよかった。

＜木下委員＞中学校数学の正答率が、令和3年と比較し、4ポイントプラスとなっているが、その原因は何か。

＜義務教育課長＞昨年度の結果をみて事務局としても危機感を持ち、様々な場面で子どもたちが粘り強く取り組むような働きかけの実施を依頼するとともに、リーフレット「さぬきの教員授業づくりの三訓『しかけて待って 語らせつないで認め励ます』」を作成し、各学校に授業づくりの改善を促しているところであり、これらの取組みの効果があつたのではないかと考えている。

- <木下委員>中学生で平均点が5点上昇したことは素晴らしい。かなりの授業改善等が図られたことではないかと感じた。
- <小坂委員>全体的に今までより学力的な数値が上昇しているため、様々な取組みが実を結んできていることと思ひ、いつもの年よりうれしく思った。また、学力の上昇とともに、自己有用感も上昇していることは、学力の向上により自分を認めて自信がついてきているのではないかと考えられる。先ほど仕掛けた取組みについての説明があったが、これは来年度以降も続いていけばよいと思うので、それが続けられるように、現場に対して様々な仕掛けなどを続けてほしい。
- <義務教育課長>全国学力学習状況調査の結果については、県内全域の相対的なものであるため、子どもが生きていくための力をつけていけるよう、新しい指導要領の趣旨にそった力を現場で身に付けられるよう、教職員を支援するとともに、子どもたちの自己有用感や自己肯定感の向上にも努めていきたい。
- <教育長>結果について詳細な分析をすることはよいが、結果報告の冊子を全ての教員が目を通すことは難しいと考える。現場の教員に対しては、分かりやすい5項目程度を提示するなど、目を通しやすいものを作成してほしい。
- <藤澤委員>せっかく素晴らしい取組みを行っているのであれば、YouTube等を活用し、動画で紹介してはいかがか。
- <義務教育課長>授業力の優れた教員「総合授業力リーダー」による授業の様子を映像として県教育センターのホームページで公開しているところであるが、委員の意見も踏まえ、これからも対応していきたい。
- <蓮井委員>意識調査「国語の勉強は好きですか」との問いに対し、「はい」と答えた香川県の生徒の割合は低くなっているが、中学生においてはその中でも上昇傾向にある。何か考えられる要因はあるのか。
- <義務教育課長>今回の調査は、中学校で新しい学習指導要領になってから初めての調査となっていることから、中学校において新学習指導要領に基づいた学習改善が行われてきたのではないかと考えられる。全国に比べて増加傾向が高いことについては、その要因は分からない。
- <蓮井委員>先ほど説明のあった県教委での取組みの中で、特に国語に力を入れた取組事例はないのか。
- <義務教育課長>特に国語に特化した取組みはない。
- <蓮井委員>全般的に上昇しているということは、何らかが効果を発揮しているということと考える。
- <義務教育課長>コロナ禍ではあるが、先生方が様々な工夫をした授業をしてくれていると考える。
- <教育長>「国語の勉強は好きですか」の問いに対する回答が、中学校と小学校でまったく逆の動きをし、全国的な動きと比較しても小学校が違うということは、今後分析してほしい。
- <藤澤委員>「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあります

か」という問は、子どもたちが非常に大きな目標を設定することなのか、それとも挨拶をする等身近なことをすることなのかによって、自分が当てはまるかどうかチェックするのが変わると思う。その子その子のイメージとのギャップを埋めるような取組みがあってもよいと思った。

＜教育長＞どのような相場観になるのかによって変わると思う。先生方が崇高なことばかり言うとしてもじゃないが無理であるが、小さな成功体験で良いのだということを伝えることも必要である。

○その他事項2 令和5年度入学者選抜の見直しについて

高校教育課長から、令和5年度自己推薦選抜の見直し内容について説明。

【質疑・意見交換】

＜蓮井委員＞自己推薦の選抜方法を新しく導入するのが高松西高校と坂出高校の普通科で、それ以外の学校では募集割合を変更することであるが、観音寺第一高校は、募集割合が比較的低い5%となっているが、これも割合をあげたということか。

＜高校教育課長＞観音寺第一高校は昨年度と変更はない。

＜蓮井委員＞初年度は試行段階として5%という低い割合で実施し、翌年度から少しずつ枠を増やしていくというのが一般的な考え方であると思うが、引き続き5%を堅持しているのは、どのような理由か聞いているのか。

＜高校教育課長＞迷いのところであると考えている。他の学校も試行錯誤している状況で、学校によっては40人学級のうち5人とすることで学級も活性化するのではないかと考えたりしている。ただ、制度が度々変更されると中学生に与える影響も大きく、混乱も与えることにもなりかねないので、しっかりとした広報や周知をする必要がある。

＜教育長＞一般に発表する資料としては、今回示された学校の一覧を提示するのか。例えば、観音寺第一高校では口頭試問を行うと記載されているが、これは一般の方には理解しがたいのではないか。

＜高校教育課長＞詳細については、各高校でオープンキャンパスやホームページに掲示していくとともに、管理職が近隣の中学校等に手分けして回っていくので説明できる。

＜教育長＞近隣の中学校に対しては説明をするため良いのかもしれないが、全国募集も行っているのだから、もっと丁寧に伝えるべきだと考える。

＜高校教育課長＞それについては、今後、考えていくこととしている。

＜教育長＞今回、受検生に対し、早く提供するために説明をされていると思うが、かえって不安をあおったり敬遠されたりしてはならない。受検生や保護者の立場に立った情報の出し方をしてほしい。また、個人面接で自己PR書を記載したうえで、作文だけを実施するという学校があるが、作文と自己PR書は記載されることが重なったりはしないのか。

- ＜高校教育課長＞作文に関しては、内容をあえて重ねることもあるかもしれないが、各学科・学校で考えることとなっており、既に検討を始めているところである。
- ＜藤澤委員＞パソコンで自己PR書が作成できるようになったことは、書くことが苦手な生徒にとっては非常に良いことと思うが、作文は実際に書かなければならない。個々人に対する合理的配慮はなされるのか。
- ＜高校教育課長＞合理的配慮については、申し出があった場合に高校教育課において中学校と相談の上、どのような措置が必要か検討しているところであるが、面接の時間が長くなることによって配慮が必要となってくることについて今後検討が必要であると考えている。
- ＜教育長＞「理科の口頭試問」という表記は、他の言い方に変更できないのか。また、これと高松西高校の発表とは違うのか。
- ＜高校教育課長＞大学入試においては、このような言い方をするため、高校では普通に使うのだと考える。また、高松西高校の発表は受検生が材料などを準備してプレゼンを行うことで、口頭試問は、質問に対して中学校で学んだことを含めて学術的に考えて回答することで、考える過程を確認することである。
- ＜教育長＞イメージすることが難しい。受検生の立場に立ってイメージしやすいように発表しなければ、忌避されることもある。そのような配慮をしてほしい。

- その他事項3 香川県立小豆島みんなの支援学校校章デザインの決定等について
特別支援教育課長から、香川県立小豆島みんなの支援学校校章デザイン等の決定について説明。

【質疑・意見交換】

- ＜教育長＞特別賞の方には何を進呈するのか。
- ＜特別支援教育課長＞賞状と図書カードを進呈する。

- その他事項4 令和3年度学校保健統計調査結果の概要について
保健体育課長から、文部科学省から発表された令和3年度学校保健統計調査結果のうち香川県の概要について説明。

【質疑・意見交換】

- ＜小坂委員＞高校生の視力結果が公開されていないが、公開されていない理由は。
- ＜保健体育課担当＞文部科学省の基準で、対象となった人数のうち1名でも裸眼視力が計測できない場合はゼロと報告することとなっている。現場としては対象生徒の裸眼視力を全員計測することが難しいことから、ゼロとなり非公表となっている。
- ＜小坂委員＞裸眼は全員計測できないのか。
- ＜保健体育課担当＞高校生になるとコンタクトレンズを利用している生徒も多く、

それを外させて計測することが難しい。

<小坂委員>視力の低下は非常に気になるところで、特に今回は幼稚園児の低下が目立っている。家庭においてネットの利用が幼稚園児で7割ともなっており、小学生・中学生、高校生を含め家庭においてネットを利用して遊び等に利用することに加え、学校でのICTの利用も増えている中で、視力の低下には注目してほしい。学校で指導されたタブレットと目の距離感が家庭においては守られていない、時間も長くなる傾向があるなどから、視力の低下についてはいずれの学年においても心配されることであることから、学校でのICT利活用も推進しながら注目すべきである。

<平野委員>歯の状況は、家庭の状況を表すともいわれることもある中で虫歯の状況が改善されていることは良いと思うが、一方で歯垢と歯肉の状態については悪化しているため懸念がある。また、痩身傾向児の割合で17歳女子の割合が香川県では3.8%と高くなっているが、何らかの検討はしているのか。拒食症とかも考えられるが、本当に学校に登校できなくなった場合は統計に反映されないのどうなっているのか伺いたい。

<保健体育課担当>痩身については、年度ごとにかなり割合が変動する傾向にあり、現状としては痩身傾向の女子生徒が多くなっている。各学校において肥満度の低い女子生徒については、個別に指導し経過観察を行っている。

<平野委員>健康上、何か問題のある痩身というわけではないのか。

<保健体育課担当>ダイエット志向の生徒もいるため、自身が思っている以上に痩せたいと思っている女子生徒が多い中、養護教諭が中心となって個別丁寧に指導しているところである。

<蓮井委員>裸眼視力1.0未満の生徒について、平成30年の調査では割合が示されているが、それ以降示されていない。これは、何らかの事情があるのかと思うが、統計を取るための改善の余地はないのか。

<保健体育課担当>国の調査では、一人でも裸眼視力が測定できなければゼロとなるが、香川県の全数調査では、矯正視力を含めた実際に子どもたちが見えている視力について調査を行っている。国の基準において、コンタクトレンズを外して測定するといった学校への負担を軽減するよう要望しているところであるが、一律に変更することは難しいとの回答である。香川県の全数調査においては、メガネかコンタクトレンズを装着した状態でも視力が悪い生徒に対し、丁寧に指導していくこととしている。

<蓮井委員>平成30年度までは香川県の調査は全数調査ではなかったということか。

<保健体育課担当>国の調査については、これまでも全数調査ではなく指定校での調査で変更はされていない。

<蓮井委員>コンタクトレンズを外して裸眼を計測するのが、令和になってから一層難しくなっているということか。

＜保健体育課担当＞実際にコンタクトレンズを使用する生徒が増加していることと、その計測に係る時間に余裕がないことは事実である。生徒にコンタクトレンズ保存液を持参させ、レンズを外させて計測することに対し学校現場の負担感が増している。

○その他事項5 四国インターハイについて

保健体育課長から、7月26日から8月15日まで開催された四国インターハイの開催結果等について説明。

【質疑・意見交換】 なし。